

# 株式会社ケーブルテレビ富山 ケーブルプラス電話規約

## (規約の適用)

第1条 本規約は、株式会社ケーブルテレビ富山（以下「当社」といいます）と、「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下「ケーブルプラス電話約款」といいます）に基づき、KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます）より当社を介してケーブルプラス電話サービス（以下「ケーブルプラス電話」といいます）の提供を受ける者（以下「契約者」といいます）との間における、契約の条件、設備の設置、料金の請求等について適用します。

## (契約約款およびプライバシーポリシーの承認)

第2条 契約者は、本規約を承認するとともに、ケーブルプラス電話約款、KDDIプライバシーポリシー、当社プライバシーポリシーを承認するものとします。

## (設備の設置)

第3条 契約者は、ケーブルプラス電話への申し込みをもって、当社がケーブルプラス電話に必要な設備の設置を実施することにつき、承認したものとします。工事および保守等は当社指定の機器、工法等により、すべて当社または当社の指定する業者が行うものとします。契約者が設備の移設工事を申し込んだ場合も同様とします。なお、端末装置（ケーブルプラス電話用宅内機器）は当社からの貸与とし、解約時には当社へ返却するものとします。

2 施設の設置、移設、保守の工事を行うために必要がある時は、契約者の承認を得て契約者が所有または占有する土地、建物その他の工作物等に立ち入り、またはこれらおよび電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他利害関係者へは契約者があらかじめ承認を得ておくものとし、利害関係者との交渉に関して責任を負うものとします。

3 共同住宅等の共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。

4 契約者は、第13条（解約）に定める解約、および第10条（当社が行う契約の解除）、または第14条（反社会的勢力の排除）第3項の定めによる解除の場合、当社が指定する方法により、直ちに端末接続装置を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社が料金表に定める機器損害金を請求します。

## (便宜の提供)

第4条 当社または当社の指定する業者は、設備の検査・修復・撤去を行うため、契約者の承諾を得て、契約者の敷地・家屋・構築物等に立ち入ることがあります。この場合、契約者は正当な理由がない限り、敷地に立ち入ることおよび業務を実施することを承諾するものとします。

## (債権の譲渡等)

第5条 契約者は、ケーブルプラス電話約款の規定により支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDDIの定めるところにより当社に譲渡されること、その結果、当社が当該債権を契約者に請求することを承諾したものとします。また、この場合、契約者は、当社およびKDDIが契約者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

#### (工事費)

第6条 第3条（設備の設置）第1項に定める設備の設置に伴う料金（以下「工事費」といいます）は契約者負担とし、当社の指定する日に別表料金表に定める工事費を支払うものとします。

#### (料金等)

第7条 KDDIが提供するケーブルプラス電話に係る料金はケーブルプラス電話約款に定めるところによります。

- 2 第5条（債権の譲渡等）に基づきKDDIが当社に債権譲渡した料金の支払方法（以下「利用料」といいます）は、口座振替を原則とします。また、当社が指定するブランドのクレジットカードでの支払も可能とします。なお、この場合の支払日等の諸条件は、契約者が指定したクレジットカード会社の規約に基づくものとします。
- 3 工事費の支払方法は、当社が別途指定する方法によるものとします。
- 4 契約者が、ケーブルプラス電話を当社が提供する他のサービスとセットで利用する場合、それらの月額料金総額から別表に定める割引を適用いたします。
- 5 契約者が、利用料および工事費の支払を不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額）の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。
- 6 契約者が、料金その他の債務（延滞利息を除く）について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の延滞利息を、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合はこの限りではありません。

#### (サポート)

第8条 契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備、利用様態に問題が無いことを確認のうえ、当社に申告していただきます。

- 2 前項の申告に基づき、当社は当社およびKDDIの設備の修理または対応（以下「サポート」といいます）の為の手配を行います。ただし、利用環境、様態および申告の時間帯等により対応できない、または相応の時間を要する場合があります。
- 3 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備、利用様態に問題がある場合、ならびに当社またはKDDIの責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートの責を負いません。

#### (利用停止等)

第9条 契約者が利用料金・工事費等の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（支払い期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業者以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できない場合を含みます）は、ケーブルプラス電話約款に定めるところにより、ケーブルプラス電話の利用を停止することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により、ケーブルプラス電話の利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用を停止する日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 3 当社は、施設管理の必要上、または天災事変等、当社の責に帰さない事由によりサービスの

利用を中止することがあります。ただし、本項の利用中止による損害の賠償には応じません。

#### (当社が行う契約の解除)

第10条 当社は、第9条（利用停止等）の規定により利用停止をされた契約者が、利用料金・工事費等の債務についてなお支払わない場合は、ケーブルプラス電話約款に定めるところにより、その契約を解除することがあります。

2 第4条（便宜の提供）の規定に反して、当社または当社の指定する業者の立入りによる業務の実施を契約者が正当な理由なく拒否された場合には、当社は催告なしに契約者との契約を解除することがあります。

3 当社は、第1項、2項の規定により、ケーブルプラス電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを契約者に通知します。

4 当社が第1項、2項の規定によりケーブルプラス電話契約の解除を行ったのちに、契約を解除された者が利用料金・工事費等の債務を完済するなど契約解除の原因を解消した場合当社はケーブルプラス電話の再契約に応じます。ただし、この場合、契約の解除前に利用していた電話番号の再利用はできません。

#### (承諾の限界)

第11条 当社は、契約者からの工事その他の依頼があった場合に、その依頼を承諾することが技術的に困難であるとき、もしくは保守することが著しく困難であるとき、契約者が本利用料金その他債務の支払いを現に怠りもしくは怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務遂行上支障があるときは、その依頼を承諾しないことがあります。この場合は、依頼者に通知します。ただし、この契約において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

#### (利用の一時中断)

第12条 当社は、ケーブルプラス電話の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます）の受付を行います。ただし、その期間の利用料（月額基本料等）の支払いを要します。

#### (解約)

第13条 契約者は、ケーブルプラス電話を解約するときは、ケーブルプラス電話約款の規定に基づき当社に申し出るものとします。

2 番号ポータビリティ制度を利用している契約者がケーブルプラス電話を解約するときは、契約者は、当社への解約申し出の前に他社への番号ポータビリティ手続きを完了しておくものとします。なお、他社との契約に伴い発生する費用については、すべて契約者の負担とします。

3 ケーブルプラス電話を解約する場合、契約者は利用料を解約日の属する月分まで支払うものとします。

4 ケーブルプラス電話を解約する場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたしますが、その費用は契約者の負担とします。なお、撤去にともない契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物および電話配線等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

(反社会的勢力の排除)

第14条 契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます）であること
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 契約者が前二項に違反した場合、当社は通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに契約を解除することができるものとします。4 当社は、第3項の規定により利用契約を解除した場合、サービス利用者に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとします。

(規約の変更)

第15条 当社は必要に応じて本規約を変更することができるものとし、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

2 当社が本規約を変更した場合は、契約者に対して、変更内容を当社のホームページに掲載する方法等により告知するものとし、掲載日の翌日に契約者は当該掲載内容を了解したものとみなすものとします。

<付 則>

- 1 当社は特に必要がある場合は、この約款に特約を付すことができるものとします。
- 2 この約款は、平成28年5月21日より施行します。

以上

## 株式会社ケーブルテレビ富山 ケーブルプラス電話料金表

## ・表記説明

- (1) 特記事項なき料金は、1台（単位）あたりの月額利用料です。  
 (2) 料金はすべて税抜きです。（ ）内の料金は、8%税込料金です。

## 1, 基本料金

ケーブルプラス電話約款の規定によります。

## 2, 付加機能（オプション）料金

ケーブルプラス電話約款の規定によります。

## 3, 料金割引

## (1) セット割引表

ケーブルプラス電話のセット割引は、当社他サービスの契約内容によって割引額が異なります。

インターネット契約	テレビ契約	ケーブルプラス電話契約	ケーブルプラス電話契約
ハイパー120 エクセレント スーパー ベーシック マンション（非け～ぶる～む割引）	デジタルプレミアム デジタルスタンダード デジタルバラエティ	有	▲330円 (▲356円)
	無	有	▲100円 (▲108円)
マンション（け～ぶる～む割引）	デジタルプレミアム デジタルスタンダード デジタルバラエティ	有	▲100円 (▲108円)
無	デジタルプレミアム デジタルスタンダード デジタルバラエティ	有	▲100円 (▲108円)

## 4, 工事費

項目	工事方式	料金
ケーブルプラス電話 標準工事費	戸建	16,000円 (17,280円)
	集合	9,000円 (9,720円)

## 5, 機器損害金

機種名	型番	機器損害金
E-MTA	CM6550TV	10,000 円 (10,800 円)
	CM6560TV	
	AC アダプター	2,000 円 (2,160 円)

以上